

## 令和6年度 違法駐車取締活動方針

旭川中央警察署においては、下記の地域・路線を重点に駐車違反取締り活動を推進します。

ただし、違法駐車の状態や交通事故の発生等を踏まえ、その他の場所においても必要に応じて違法駐車の実施します。

活動地域	<p>◎ 最重点地域</p> <table border="1"><thead><tr><th>地域</th></tr></thead><tbody><tr><td>JR旭川駅北側地区 宮下通7丁目から9丁目、 5条通7丁目から9丁目を囲んだ範囲及びその周辺</td></tr></tbody></table>	地域	JR旭川駅北側地区 宮下通7丁目から9丁目、 5条通7丁目から9丁目を囲んだ範囲及びその周辺
地域			
JR旭川駅北側地区 宮下通7丁目から9丁目、 5条通7丁目から9丁目を囲んだ範囲及びその周辺			
活動路線	<p>◎ 最重点路線</p> <table border="1"><thead><tr><th>路線</th></tr></thead><tbody><tr><td>市道昭和通線及び宮下通1号線 旭川市宮下通7丁目から宮下通8丁目までの間 及びその周辺</td></tr></tbody></table>	路線	市道昭和通線及び宮下通1号線 旭川市宮下通7丁目から宮下通8丁目までの間 及びその周辺
路線			
市道昭和通線及び宮下通1号線 旭川市宮下通7丁目から宮下通8丁目までの間 及びその周辺			

旭川方面旭川中央警察署